

埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例案の取り下げについて

令和5年10月10日
埼玉県議会公明党議員団
団長 蒲生徳明

埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例案の取り下げについて申し上げます。

通園バスの中に放置された子どもがなくなる事故や商業施設などの駐車場の車中に子どもを置き去りにし死亡する事故などが多発しています。こうした痛ましい事故や事件は絶対にあってはなりません。

置き去りゼロを目指す意識啓発の必要性と行政側に子育て環境の整備を求める内容であったため、一旦は賛成いたしました。

その際、所管の福祉保健医療委員会では、意識啓発のためとはいえ、現実的ではない部分があるため、具体例を挙げ認識を問い質したほか、子育ての現場から様々な意見が寄せられ、条例の趣旨と異なる点などが明確になった時点で条例改正を行うか、など様々な質疑を行いました。

しかし、条例の改正案が6日に委員会で可決されて以降、マスコミの報道がなされ、今回の条例案を取り巻く状況は一変しました。私たちのもとに多くの方々から厳しいご指摘やご意見を数多く頂戴しました。私たちの懸念が成立を待たずに現実のものとなりました。

私たち公明党県議団は皆様からのお声を真摯に受け止めるとともに、「このまま条例を通した後の見直しを待っている様では子育て現場を抱える当事者の皆様に申し訳ない」との反省に立ち、考えを改めました。

皆様から寄せられた声をもとに、このまま採決に持ち込むべきではないとの考えを自民党の田村団長に直接お伝えいたしました。田村団長からは「公明党の皆さんの声も踏まえて賢明な判断をする」旨の話がありました。

本日、自民党が団会議を開き、埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例案の取り下げを決めたとの報告を受けました。その決断は賢明な判断であったと考えます。

今回のことを契機に、公明党県議団は、今まで以上に当事者や関係者の声をしっかり聴かせていただき、子育てしやすい埼玉を構築すべく尽力してまいります。